

令和5年2月17日

広島中央環境衛生組合監査委員 水戸 晃 様
 同 玉川 雅彦 様
 同 水橋 直行 様

広島中央環境衛生組合管理者
 (事 務 局)

令和4年度定例監査の結果に対する措置について (通知)

令和4年9月29日付広中環監第14号で報告の提出があったこのことについて、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

1 監査の結果 (指摘事項) に対する措置の内容

(1) 施設2課

監査の結果 (指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 契約事務</p> <p>(1) 執行起案で決裁権者を誤っているものがあつた。職務権限規程に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(2) 契約において、業者が再委託する際に、組合が約款に基づく承諾をしていないものがあつた。業務の施行体制を適切に管理し、成果の品質を確保するため、契約に基づき適正な事務処理となるようにされた。</p> <p>(3) 材料確認書等提出書類について記載内容や写真に不備があるものがあつた。また、材料や履行の確認をする際に写真等の書類を作成していないため、客観的に後から確認できないものが散見された。適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>職務権限規程及び会計管理者事務決裁規程等をその都度確認し、誤りを防止するように改めました。</p> <p>契約締結においては、契約約款及び仕様書等の履行内容について、受注者と綿密な協議を行うこととし、業務等の一部を再委託しようとする場合は、受注者に対して、あらかじめ組合の承諾が必要である旨指導することとしました。</p> <p>材料確認書等の提出書類について、仕様書との確認を行ったうえで、不備があつた場合は、速やかに修正するよう改めました。</p> <p>また、業務等の履行確認、進捗状況がわかるようにするため、あらかじめ受注者と写真等記録に係る協議をし、行うこととしました。</p>

<p>(4) 仕様書に定めた書類の提出が漏れていたり変更契約をせず業務の内容を変更しているものがあつた。仕様書の内容が適切に履行されるようチェック体制の見直しをされたい。</p>	<p>主務担当者と補助者の2名で、仕様書で求めた提出書類の確認、仕様書の内容と業務実態が合致することなど、業務等の履行を確認するよう改めました。</p>
<p>(5) 相手方に資格を求めた場合において、その資格の有無について確認をしていないものがあつた。契約に基づき適正な事務処理となるようにされたい。</p>	<p>主務担当者と補助者の2名で、仕様書で求めた資格の確認を行うよう改めました。</p>
<p>(6) 委託業務において、業務が実施されていない場所、別日で作業が行われているものがあつた。契約に基づき適正な事務処理となるようにされたい。</p>	<p>受注者から提出された書類の記載内容、日付及び写真等について、複数の職員で確認を行うこととし、不備があつた場合は速やかに修正するよう改めました。</p>
<p>(7) 点検や運転委託において、仕様書等で定めた項目と相手方から出てきた成果品に記載している項目やその順番が異なり、確認をする際にミスを誘発する可能性が高い。点検項目などが一目で仕様書と比較できるように書類作成を指導するよう改善されたい。</p>	<p>仕様書等で定めた点検項目と、受注者から提出される点検項目が一致するよう、あらかじめ書類作成について協議するよう改めました。</p>

(2) 施設 2 課竹原安芸津環境室

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
<p>1 契約事務</p> <p>(1) 仕様書に定めた書類の提出が漏れていたり変更契約をせず業務の内容を変更しているものがあつた。仕様書の内容が適切に履行されるようチェック体制の見直しをされたい。</p> <p>(2) 契約において、業者が再委託する際に、組合が約款に基づく承諾をしていないものがあつた。業務の施行体制を適切に管理し、成果の品質を確保するため、契約に基づき適正な事務処理となるようにされたい。</p> <p>(3) 調査員でないものが立会をしているものがあるが、履行の確認については相手方に通知した調査員により行うこと。</p> <p>(4) 点検や運転委託において、仕様書等で定めた項目と相手方から出てきた成果品に記載している項目やその順番が異なり、確認をする際にミスを誘発する可能性が高い。点検項目などが一目で仕様書と比較できるように書類作成を指導するよう改善されたい。</p>	<p>主務担当者と補助者の2名で、仕様書で求めた提出書類の確認、仕様書の内容と業務実態が合致することなど、業務等の履行を確認するよう改めました。</p> <p>契約締結においては、契約約款及び仕様書等の履行内容について、受注者と綿密な協議を行うこととし、業務等の一部を再委託しようとする場合は、受注者に対して、あらかじめ組合の承諾が必要である旨指導することとしました。</p> <p>調査員を1名から3名に増やし、休日も必ず調査員が立会できるように改めました。</p> <p>仕様書等で定めた点検項目と、受注者から提出される点検項目が一致するよう、あらかじめ書類作成について協議するよう改めました。</p>